

別記様式第1号（第4条及び第5条関係）

本人通知制度登録（更新）申請書

年 月 日

矢板市長様

窓口に来られた方 (郵送で代理人により申込みされる場合には、代理人についてご記入ください。)	住 所	〒 一
	氏 名	(生年月日： 年 月 日)
	電話番号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 () — —
申請者区分	<input type="checkbox"/> 本人 <input type="checkbox"/> 法定代理人 (15歳未満の方 ・ 成年後見人) <input type="checkbox"/> 任意代理人 (登録者との関係)	

矢板市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度実施要綱第4条又は第5条の規定により、次のとおり登録（更新）を申請します。

登録希望者 (登録者)	フリガナ			
	氏 名	(生年月日： 年 月 日)		
	現住所	〒 一		
	電話番号	<input type="checkbox"/> 自宅 <input type="checkbox"/> 携帯 <input type="checkbox"/> 勤務先 <input type="checkbox"/> その他 () — —		
	制度の対象となる住所	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし 矢板市		
	制度の対象となる本籍	<input type="checkbox"/> 該当あり <input type="checkbox"/> 該当なし 矢板市	筆頭者	
	※氏名変更がある場合は旧氏名・フリガナ記入	フリガナ 旧氏名		

注1 裏面の内容をよくお読みください。

- 2 各欄に必要事項を記入し、該当する□に✓を記入してください。
- 3 制度の対象となる住所及び本籍は、直近のものを記載してください。なお、この制度の対象となるのは、「矢板市の住民基本台帳や戸籍の附票（除票を含む）に記録されている住所」及び「矢板市が編製した戸籍（除籍等を含む）に記載され、又は記録されている戸籍」です。
- 4 次の書類を提出し、又は提示してください。郵送の場合には、委任状は必ず原本を提出し、他の書類は、写しを提出してください。
 - (1) あなたが本人であることを証明する書類（マイナンバーカード、運転免許証、旅券（有効期限内のものに限る。）等）
 - (2) あなたが法定代理人であるときは、併せてその資格を証明する書類（戸籍謄本等）
 - (3) あなたが任意代理人であるときは、併せてその旨を証明する書類（委任状）

※以下の欄は、市担当者が記入します。

本人確認書類	その他確認事項	受付	入力	登録	決定通知	備考
<input type="checkbox"/> マイナンバーカード <input type="checkbox"/> 運転免許証 <input type="checkbox"/> 旅券 <input type="checkbox"/> その他 ()	<input type="checkbox"/> 戸籍（親権） <input type="checkbox"/> 登記事項証明（法定代理） <input type="checkbox"/> その他 ()	月 日 窓口・郵送 担当	<input type="checkbox"/> 住基 <input type="checkbox"/> 戸籍 担当	月 日 担当	月 日 担当	

矢板市住民票の写し等の第三者交付に係る本人通知制度について

1. この制度は、住民票の写し、戸籍謄本等の不正請求を抑止し、不正取得による個人の権利の侵害を防止するため、証明書を第三者に交付したときに、登録者に対してその交付の事実について通知する制度です。
2. 登録の対象となる方は、次のとおりです。
 - (1) 本市の住民基本台帳に記録されている方（住民基本台帳から除かれた方を含む。）
 - (2) 本市の戸籍の附票に記録されている方（戸籍の附票から除かれた方を含む。）
 - (3) 本市が編成した戸籍に記載され、又は記録されている方（戸籍から除かれた方を含む。）
3. この制度を利用するためには、申請による事前の登録が必要です。登録は、次の事項を注意の上、「本人通知制度登録（更新）申請書」により申請してください。
 - (1) 申請は、矢板市役所市民課で受け付けます。（平日 8：30～17：15）
 - (2) 登録者名簿への登録は、申請受付日の翌日（その日が市の休日に当たる場合は、その翌日）となります。
 - (3) 登録を希望する方が疾病等その他やむを得ない理由により自ら申請できない場合は、代理人により登録申請をすることができます。また、郵便又は信書便による登録申請することもできます。
4. この制度の対象となる証明書は、次のとおりで、第三者に交付した場合に通知します。
 - (1) 住民票の写し（除票及び改製原を含む。）
 - (2) 住民票記載事項証明書（除票を含む。）
 - (3) 戸籍の附票の写し（除籍及び改製原を含む。）
 - (4) 戸籍の謄本又は抄本（除籍及び改製原を含む。）
 - (5) 戸籍記載事項証明書（除籍を含む。）
5. 第三者とは、本人以外の方です。ただし、次の請求は、除きます。
 - (1) 前項（1）（2）の場合、本人又は本人と同一世帯の方の請求の場合
 - (2) 前項（3）（4）（5）の場合、戸籍に記載されている方、その配偶者、直系尊属又は直系卑属の方の請求の場合
 - (3) 国又は地方公共団体の機関の請求の場合
 - (4) 弁護士、司法書士等の特定事務受任者が、裁判・訴訟手続きや紛争処理手続き等についての代理業務等に使用するための請求の場合
6. 第三者に登録者に係る住民票の写し等を交付したときは、登録者又は法定代理人に「住民票の写し等交付通知書」を送付し、次の事項をお知らせします。
 - (1) 住民票の写し等の交付年月日
 - (2) 交付した住民票の写し等の種別及び通数
 - (3) 交付した住民票の写し等の交付請求者の種別
7. 第三者へ住民票の写し等を交付した内容については、個人情報の保護に関する法律に基づき、本人が開示請求を行うことができます。ただし、開示請求が認められた場合においても、同法の範囲内で情報の一部が非開示になることがあります。
8. 登録者の登録期間は、登録者名簿に登録した日から起算して3年間とします。なお、引き続き登録を希望される場合は、登録期間満了日の前1月から登録更新申請することができます。
9. 転出、転居等により、登録内容に変更が生じた場合は、変更届出書の提出が必要です。ただし、本市に住民異動届又は戸籍届を出した場合は、変更届があつたものとみなし、変更届出書の提出を省略することとします。
10. この制度を利用しなくなった場合は、廃止届出書を提出してください。
11. 登録者が国外転出、死亡、失踪宣告等により住民票が消除された場合は、登録を抹消します。
12. 登録者が登録更新手続を行わず、登録期間が満了した場合は、登録を抹消します。